

# 関島社会保険労務士事務所便り

2009年  
8月号

〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp  
HP: <http://srseki.mine.nu>



## 派遣労働者の雇用と派遣先で激増する労働災害

### ◆相次ぐ労働局による是正指導

派遣労働者の雇用に関して、労働局による是正指導が相次ぎます。

東京労働局は、今年5月に日産自動車（東京都）に対し、派遣社員の雇用の安定を図るように是正指導を行いました。これは、同社に勤務している派遣社員2人（いずれも20代女性）が、直接雇用を申し立てていたことを受けたものです。

また、広島労働局は、マツダ（広島県）に対して是正指導を行っていましたが、同様に、同社の自動車の委託生産を行っている取引先のプレス工業（川崎市）に対しても是正指導を行いました。これは、昨年末に雇止めされた元派遣社員の男性による「同社は派遣社員の短期雇用と再派遣を行っていた」との申告を受けたものです。

さらに、兵庫労働局は、三菱電機の子会社である三菱電機エンジニアリング姫路事業所（兵庫県）と同県の派遣会社に対し、実態は「派遣」であるにもかかわらず「出向」と装って派遣労働者を働かせていたとして、職業安定法に基づく是正指導を行いました。

### ◆派遣先で激増する労災事故

厚生労働省の調査によれば、2008年に労災事故で死傷した派遣労働者は5,631人だったそうです。2年連続で5,000人を超え、製造業への派遣が解禁された2004年と比較すると8.4倍になっています。

このような状況を受け、厚生労働省では、派遣先事業場で発生した労災事故について、派遣先への求償権の行使を徹底することを目的として今年の10月頃までにガイドラインをまとめる意向のようです。

### ◆企業に求められるコンプライアンス

派遣労働者をめぐっては、偽装請負、偽装派遣、偽装出向、派遣切りなどが話題となり、新聞等でも大きく報道され、多くの企業が派遣労働者の雇用改善に取り組みはじめています。

厳しい経済環境下においてもコンプライアンスが求められているときといえましょう。



# 障害3級以上に該当すると 60歳からの老齢厚生年金が満額もらえる

昭和16年4月2日（女子は昭和21年4月2日）以降生まれ人は、特別支給の老

齢厚生年金の定額部分と配偶者加算部分の支給が段階的に繰り下げられています。

| 定額部分・報酬比例部分の支給開始年齢 |      |               |               |      |               |
|--------------------|------|---------------|---------------|------|---------------|
| 男子                 |      |               | 女子            |      |               |
| 定額部分               | 支給開始 | 報酬比例部分        | 定額部分          | 支給開始 | 報酬比例部分        |
| 昭和16.4.1以前         | 60歳  | 昭和28.4.1以前    | 昭和21.4.1以前    | 60歳  | 昭和33.4.1以前    |
| 16.4.2~18.4.1      | 61歳  | 28.4.2~30.4.1 | 21.4.2~23.4.1 | 61歳  | 33.4.2~35.4.1 |
| 18.4.2~20.4.1      | 62歳  | 30.4.2~32.4.1 | 23.4.2~25.4.1 | 62歳  | 35.4.2~37.4.1 |
| 20.4.2~22.4.1      | 63歳  | 32.4.2~34.4.1 | 25.4.2~27.4.1 | 63歳  | 37.4.2~39.4.1 |
| 22.4.2~24.4.1      | 64歳  | 34.4.2~36.4.1 | 27.4.2~29.4.1 | 64歳  | 39.4.2~41.4.1 |
| 昭和24.4.2以降         | 65歳  | 昭和36.4.2以降    | 昭和29.4.2以降    | 65歳  | 昭和41.4.2以降    |

しかし、障害の程度が3級以上に該当し、障害特例支給を請求すると、定額部分と配偶者加算部分の支給が報酬比例部分の支給開始と同時にされます。

例えば、昭和28.4.1日（女性のときは昭和33年4.1）以前生まれの人が障害3級以

上に該当すると60歳より定額部分（配偶者加算含む）の年金も支給になります。

障害3級程度の状態とは、短時間労働または軽作業なら可能という状態ことをいい、心臓ペースメーカーや人工弁装着者も3級に該当します。

## 例 昭和24年4月2日~28年4月1日生まれの男子の場合の支給開始年齢

|          |   |
|----------|---|
| 60歳<br>▼ | 65歳<br>▼                                  |
| 報酬比例部分   | 老齢厚生年金<br>老齢基礎年金<br>配偶者加算(配偶者65才になると打ち切り) |

## 障害3級以上に該当すると満額支給

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| 60歳<br>▼                      | 65歳<br>▼ |
| 報酬比例部分                        | 老齢厚生年金   |
| 定額部分(60歳支給開始)                 | 老齢基礎年金   |
| 配偶者加算(60歳支給開始・配偶者65才になると打ち切り) |          |

# 本人に重大な過失のある事故による労災

運送業者です。先日、従業員が深夜にトラックを運転中、信号のある交差点内で衝突事故を起こし、運転していた本人も負傷しました。相手方の車の修理代や治療費等の補償については自動車保険で対応していますが、当社従業員の治療費や休業補償費について、業務中の事故でしたので労災保険へ請求ができるでしょうか。本人は、事故当日は急いでおり、深夜だったので通行車両がなだらうと見込んで、信号が赤にもかかわらず交差点に進入したようです。

## 回答

ご質問のケースでも労災保険が適用されます。

### 1 労災保険の補償対象

労災保険は、労働者の業務上災害および通勤災害に対しての補償を目的としています。したがって、補償の対象となる負傷・疾病が業務上または通勤途上の災害であることは当然です。その認定は、業務上災害の場合は災害が使用者の管理下にあった時の事故か否か、その負傷・疾病と業務との因果関係が明らかであるかどうかで判断されます。

### 2 労災保険の補償が制限される場合

しかし、業務上災害の場合、すべてが補償の対象とされるとは限りません。労災保険法12条の2の2では、被災者本人が故意に事故を生じさせた時には保険給付を行わないと定めています。故意ではなくても、重大な過失がある場合は保険給付の全部または一部を行わないと規定しています。

### 3 自動車事故における過失および故意

例えば、停車中の車、建物や電柱などに衝突して負傷した時は運転者本人の過失が10割の重過失と判断されます。この場合、自動車保険では一切の請求ができません。健康保険での治療も、原則として業務上の災害には適用できません。被災労働者の治療を公的医療保険で受診するとなると、労災保険以外にありません。労災保険では法の目的に沿った人道的な処置をとっているものと解されています。

### 4 ご質問のケースについて

「重大な過失」とは異なり「故意」による事故には一切の給付がなされません。

ご質問は、被災労働者（運転者）が赤信号を無視して交差点に進入したことが、自動車事故では「重大な過失」と判断されますが、労災保険では何ら問題なく適用されます。信号無視であったからといって、「故意」に事故を発生させたとは言えないからです。

**●国民年金保険料納付率が過去最低の 62.1%**

2008 年度における国民年金保険料の納付率が 62.1%（前年度比 1.1%減）となり、3 年連続低下して過去最低となったことがわかった。これまでの最低は 2002 年度の 62.8%だった。（7 月 29 日）

**●要介護認定の基準を大幅見直しへ**

厚生労働省は、介護保険制度における要介護認定について、判断基準 74 項目のうち 43 項目を修正する方針を示した。新しい認定基準を今年 4 月に導入したが、在宅利用者を中心に要介護度が従来の基準より軽く判定される傾向にあることが問題視されていたため。（7 月 29 日）

**●年金記録問題「2010 年末までにメド」**

舛添厚生労働大臣は、年金記録問題（約 5,000 万件の宙に浮いた年金記録、標準報酬月額の変更等）の解決に関して、2010 年末までに一定のメドをつける方針を示した。（7 月 28 日）

**●「生活福祉資金貸付制度」融資要件緩和**

厚生労働省は、低所得者などを対象とした「生活福祉資金貸付制度」の融資要件を緩和し、住居を失った離職者らなどの生活立直しを支援する方針を明らかにした。今年 10 月から連帯保証人がいなくても貸付を行うようにする予定。（7 月 20 日）

**●「夫の自殺はパワハラが原因」妻が労災申請**

夫が自殺したのは職場におけるパワハラが原因であるとして、佐川急便新潟店の元係長（当時 42 歳）の妻が新潟労働基準監督署に労災申請を行ったことがわかった。妻は、夫が上司から「新人研修で勉強してこい」「係長なん

てやめちまえ」などと言われたと主張している。（7 月 14 日）

**●国民健康保険料の上限引上げを検討へ**

厚生労働省は、国民健康保険料について、中所得者層の負担減と高所得者層の負担増を図るため、現在の上限（年間 59 万円。介護保険料分は除く）の引上げを検討する方針を明らかにした。同省では、来年の通常国会で関連法案の提出を目指すとしている。（7 月 13 日）

**●うつ病の血液検査による診断が可能に**

厚生労働省の研究班が、血液検査によりうつ病かどうかを診断する方法を開発したことがわかった。ストレスにより白血球の遺伝子が変化する点に着目したのもので、数年後の実用化を目指すとしている。（7 月 11 日）

**●改正入管法が成立 「在留カード」を発行へ**

改正出入国管理・難民認定法が参議院本会議で可決・成立した。現在は在留外国人の住所・勤務先などの情報管理を市町村が行っているが、外国人登録証を廃止して法務省が新たに「在留カード」を発行し、国が一元的に情報管理を行う。3 年以内に施行の予定。（7 月 8 日）

**●専業主婦の厚年記録漏れ訂正に返還求めず**

厚生労働省は、サラリーマン世帯の専業主婦（第 3 号被保険者）が会社勤めをしたときの厚生年金の記録漏れを訂正した場合、今後は、それまでに受け取った年金の返還を求めない方針を明らかにした。すでに返還した人に対しては払戻しを行うとしている。（7 月 7 日）